

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月5日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	中央区
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年10月19日
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない ▼
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	▼

執行機関名 中央区長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月条例第33号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	

④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第2の項 中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月条例第33号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) 第1条	中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月条例第33号) 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の(生活の安定と自立の促進)に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、(ひとり親家庭等)に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の(保健の向上)に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年12月条例第33号) 中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成2年1月規則1号)